

史跡の所有者のための手引き

浜松市市民部文化財課

国や静岡県及び浜松市が指定した史跡は、次世代に継承していく大切な財産です。その土地の所有者には、史跡の保存管理についていくつかの義務等が生じます。

根拠法令：文化財保護法、静岡県文化財保護条例、浜松市文化財保護条例

日常的な保存管理について

指定された史跡（古墳や城跡等）の所有者は、適切に維持されるよう、日常的な保存管理を行うことが求められます。

管理責任者の選任

指定文化財の管理は基本的に所有者が行いますが、所有者に特別な事情がある場合「管理責任者」を選任してその管理を任せることができます。

所有者が変更になった場合

相続や寄贈、売買等によって史跡（土地）の所有者が代わった場合、その旨を伝える届出を行う必要があります。

樹木の枝を剪定したり、建築物・工作物を設置したりする場合

史跡に生えている樹木を剪定する時や建築物・工作物を設置・改修・撤去する時などは、事前に現状変更の許可申請が必要となる場合があります。計画がありましたら、事前に浜松市市民部文化財課もしくは地域の文化財担当までご相談下さい。

土地が崩れたり、樹木が倒れたりした場合

万一、史跡の土地が崩れたり、樹木が倒れたりして、以前の状況から変化が生じたときには、届出を行う必要があります。

補助制度について

文化財の保存に関する補助など、浜松市から支援できる制度があります。まずは、浜松市市民部文化財課もしくは地域の文化財担当までご相談ください。

その他お困りの際は

その他、史跡の保存管理についてお困りの際は、お気軽に浜松市市民部文化財課もしくは地域の文化財担当までご相談ください。

問い合わせ先・届出等の提出先

浜松市市民部文化財課 電話 053-457-2466 bunkazai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

問い合わせ先・届出等の提出先

地域の文化財担当

区	組織名	電話番号
中央区	中央区まちづくり推進課	457-2779
	東行政センター	424-0164
	西行政センター	597-1117
	舞阪支所	592-2111
	南行政センター	425-1382
浜名区	浜名区まちづくり推進課	586-6201
	北行政センター	523-1114
	引佐支所	542-1112
	三ヶ日支所	524-1512
天竜区	天竜区まちづくり推進課	922-0086
	春野支所	989-0200
	佐久間支所	966-0006
	水窪支所	982-0013
	龍山支所	968-0331

史跡とは？

史跡とは、貝塚や古墳、城跡、街道など土地に根差した文化的所産で、私たちが歩んできた歴史・文化を知る上で価値が高いものを、国や静岡県及び浜松市が、法律や条例に則って指定しているものを指します。



- 1 国指定史跡 蜷塚遺跡（中央区）
- 2 国指定史跡 光明山古墳（天竜区）
- 3 国指定史跡 二俣城跡及び烏羽山城跡（天竜区）
- 4 浜松市指定史跡 姫街道の松並木（中央区）